

# 第二十四回帝國議會院公證人法案委員會議錄(速記)第四回

會議

明治四十一年二月二十五日午前十時三十六分開議

出席委員左ノ如シ

磯部

四郎君

古賀

庸藏君

牧野

逸馬君

矢島

浦太郎君

乾

奈良吉君

向坂

弘君

野木

善三郎君

谷澤

龍藏君

乾

河村讓三郎君

入江

良之君

司法省參事官

齊藤十一郎君

司法省參事官

横田五郎君

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣

松田正久君

古賀

庸藏君

牧野

逸馬君

矢島

浦太郎君

乾

奈良吉君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

公證人法案

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ是ヨリ開會致シマス、前回ニ五十七條マテ質問ガ終

リマシテ、今日ハ此第五章ノ認證ト云フ所デゴザイマス、尙御質問ガゴザイマスナラ……

○大熊三之助君 此六十三條ニ依リマスルト「公證人疾病其他ノ已ムコトヲ得サル

事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサルトキハ同一區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人二代

理ヲ囑託スルコトヲ得」ト云フコトガゴザイマスガ、此同一區裁判所管内ニ疾病其他已

ムヲ得ザル事由ニ因リ、職務ヲ行フコトノ出來ナイトキ、公證人が一人デゴザイマスル

場合ニハ、ヤハリ區裁判所ノ判事等が其職務ヲヤラレルト斯ウ云フ意味ニナリマスカ、ド

ウデゴザイマスカ

○委員長(磯部四郎君) 齋藤君御質問ノ趣意ハ、六十三條ノ規定ニ、公證人が

疾病其他ノ已ムヲ得ザル事由ニ因リ、同一區裁判所管内ノ公證人ニ代理セシムルト云フコトガアルガ、是が一人シカ公證人ノ居ナイコトガアルト、

ウデゴザイマスカ

○委員長(磯部四郎君) 齋藤君御質問ノ趣意ハ、六十三條ノ規定ニ別ニ規定

其時ハドウ云フ處置ニ出デルノアルカト、斯ウ云フ質問ノヤウアリマス

○政府委員(齋藤十一郎君) 其時ハ第八條ニ依リマシテ、區裁判所ヲシテ其職務

ヲ行ハシメ、若シ判事ニ差支ノアルトキハ、書記ヲシテ其職務ヲ行ハシムルト云フコトノ

規定ガアリマス

○大熊三之助君 其條文ヲ無論適用サレルダラウト思ヒマスガ、併シ此所ニ別ニ規定

ガナイカラ、疑が起リマスガ、別ニ條文ガナクテモ宣イノデゴザイマスカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 七十三條ナドノ規定ノ趣意カラ御覽ニナリマスルト、其

趣意ガ明ニナラウト思ヒマス

○大熊三之助君 モウ一ツ御尋シテ置キタイノハ、六十八條ニ「遲滞ナク書類ノ授受

ヲ爲スヘシ」ト云フコトガアリマスガ、遲滞ナクト云フコトハ民法其他ニモ使テアル文字デ

ゴザイマスガ、併シ此遲滞ナクト云フ文字ハ其制限ハナイヤウニ見エマスケレドモ、其限度ニ就テハ隨分疑ノアル言葉デゴザイマス、如何ナル程度マテニヤツラバ、即チ遲滞ナクテアルカト云フコトノ疑ラ懷クノデゴザイマスルガ、是ハ却テ五日トカ或ハ一週間トカ云フ制限ヲ定メタ方が宜クハアリマセヌカ、實際民法其他ニ使テアル遲滞ナクト云フコトニ就テハ、隨分程度問題デゴザイマスカラ、疑が起ルノデアリマス、ソレデチヨクト御尋スルノデゴザイマス

○政府委員(齊藤十一郎君) 御尤ナ御尋デアリマスガ、事情ノ許ス限り成ルベク速ニ書類ノ授受ヲ終リマセヌト、依頼人ノ方デ、例ヘバ急ニ執行文ノ附與ヲ求ムル場合ニ差支ラ生ズルノデゴザイマス、ソレデ成ルベク速ニ書類ノ授受ヲ爲スト、斯ウ云フ趣意デゴザイマシテ、却テ此方ガ實驗ノ運用上宜カラウト思ヒマシテ用井タノデアリマス

○大熊三之助君 私ハ前會ニ缺席シマシタカラ、前ノ所ヘ戻ラニ點ホド御尋ブシタイト思ヒマスガ……

○委員長(磯部四郎君) 宜シウゴザイマス

○大熊三之助君 此第二十八條ニ依リマスト「公證人證書ヲ作成スルニハ囑託人ノ

氏名ヲ知リ且之ト面識アルコトヲ要ス」トナシテ居リマス、第一項ノ方ニナルト「公證人

囑託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ」云々ト書イテゴザイマス、此二項ノ文章ニ依ルト、氏名ヲ知テ居ルカ、或ハ面識ガアルカ、氏名ヲ知ルト面識アルト、ドヲデモ

一方ヲ知テ居ルトキハ、印鑑證明書ノ提出ヲ必要トシナイヤウナ文章ノ上カラ解説

ガ出來ルヤウニ思フノデス、ソニテ氏名ヲ知ルト云フコトハ速記録ニ依テ見マスト、東郷大

將ト云フ名ヲ知テ居ルトカ、面識ト云フコトハ電車ノ中テ顔ヲ見タコトガアル人ト云フヤ

ウナ、サウ云フコトアリマスト、氏名ダケヲ知テ居ルトカ、又面識ダケアルトカ、片方デ

アルト殆ド人違ナキコトノ證明が出來ナイヤウニ考ヘルノデスガ、ソレトモ此公證人ガ囑

託人ノ氏名ヲ知ラズ、且面識ナキトキト云フ意味ガアリマセウカ、又ハドチラカ一方ト云

フ意味ニナルカ、其邊ニ疑が起テ、ソレニ伴フ弊害が將來起ラウト思ヒマスカラ、此點ニ付テ御尋致シマス

○政府委員(齊藤十一郎君) 二十八條第二項ノ囑託人ノ氏名ヲ知ラズ、又ハ之ト

面識ナキトキハト申スノハ、氏名ハ知テ居リマシテモ面識ノナイトキニハ證明ヲサセル、斯

ウ云フ趣意デアリマス、又其反對ニ面識ハアリマシテモ、何ノ某ト云フ氏名ヲ知ラヌ場合ニモ、同様證明サセルト云フ趣意デアリマス、ソレデ此文章ヲ斯様ニ讀メバ宜カラウト思

ヒマス、公證人囑託人ノ氏名ヲ知ラザルトキハ云々、印鑑證明書ヲ提出セシメ人違ナキコトヲ證明セシムル、此

コトヲ證明セシムルト書ケバ、面識ガアルトナイトキ問ハヌ、ソレカラ後ノ方ハ公證人ノ囑

託人ト面識ナキトキハ云々、印鑑證明書ヲ提出セシメ人違ナキコトヲ證明セシムル

モ面識ガナシ、或ハ面識ガアリモ氏名ヲ知ラヌ場合ニモ證明サセル趣意ニナルノデス

○委員長(磯部四郎君) モウ各條ニ付テノ御質問ハアリマセヌ

○大熊三之助君 ソレカラモウ一ツ此十三條ニ「判事検事又ハ辯護士タルノ資格ヲ有スルモノハ」ト書イテアリマス、即チ資格ト云フ文字ガ入シテ居リマスガ、本條ノ趣意ハ判事検事辯護士タリシ者ハ——タリシ者ニアツテ、イツデモ其資格ヲ得ラレル者ハヤハリ公證人ニ任ゼラレ得ルヤウニ解釋が出來マスガ、ソレデ差支ハアリマセヌカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 其通リテ宜シウゴザイマス——ソレカラ前會谷澤君カラ御質問ニナリマシタ、横濱ニ於ケル外國人ノ依頼ニ係ル公正證書ノ中ニハ、外國文デ作成シタモノハ何件位アルカト云フ御問デゴザイマシタガ、其取調が出來マシタカラ御答致シマス、横濱ニハ公證人ガ五人ゴザイマスガ、其五人ノ公證人ノ作成シマシタ外國人關係ノ公正證書ノ件數ハ、昨年度ニ於キマシテハ九十二件デゴザイマスガ、外國文デ書イタモノハ一件モゴザイマセヌ、皆日本文デ書イテアリマス、ソレカラ花井君ハ今日マダ御見エニナリマセヌガ、花井君カラノ御質問デ、官吏デナイモノガ一定ノ職ヲ命ゼラル、場合ニ「任ス」ト云フ文字ヲ用井ル例ガアルカニカト云フ御尋デゴザイマスガ、段々取調べテ見マシタノデスガ、公證人ト同ジヤウナ性質ノモノ、又ハ是ニ類シタモノモ餘リゴザイマセヌカラ、十分適切ナ用例ト云フモノハ見當リマセヌノデスガ、御承知ノ通り例ヘバ衆議院議長ニ付キマシテモ之ヲ任ズ——尤モ勅任スト書テアリマスガ、「任ス」ト云フ文例ニナシテ居リマス、又貴族院議員モ勅任スト云フ文例デ、即チ官吏デハアリマセヌガ、任ズト云フ文例ヲ用井ア居ルノデゴザイマス、其事タケ御答致シテ置キマス

○委員長(磯部四郎君) ソレデハモウ大體ノ御質問ハゴザイマセヌカ——ゴザイマセヌヤウデスカラ、更ニ是ヨリ逐條審議ニ移ルノデスガ、何カ野木君カラ御意見ガアルヤウデシタガ……

○野木善二郎君 質問、ガ濟ミマシタカラ、逐條審議ニ移ル順序デスガ、本案ハ九十條バカリノ長イ法文デアリマスカラ、是ハ特別委員ヲ五名トシテ、ソレニ調査ヲ付託シテ、サウシテ其報告ヲ待シテ逐條審議ニ移クタ方ガ、議事ノ進行上頗ル宜カラウト思ヒマス、ソレラ委員長が御採用下サイマシタナラ、御注意ヲ願シテ置キタイノハ申スマデモアリマセヌガ、丁度今日ハ政府委員モ御出席デスカラ、直チニ其委員が相談ニ掛ルコトが出來ヤウト思ヒマスカラ、此所ニ御出席ノ者ニ御指名ヲ願ヒタク、委員長指名ニ一任致シマス、ソレカラ他ノ委員ノ方ニ御差支ガナケレバ、本員モ希望致シテ置キマス

○委員長(磯部四郎君) 唯今野木君ノ御意見ニハ、別段御意見ガナイヤウデスカラ、

ソレデハ五名ノ特別調査委員ヲ委員長ヨリ指名シテ差支ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ直チニ願ヒマスガ、野木君、谷澤君、大熊君、古賀君、是四名、ソレニ矢島君、此五名デ一ツドウカ御苦勞ヲ願ヒマス——イヤ一ツ牧野君ニ這入シテ戴キタイト思ヒマスカラ、矢島君、谷澤君、大熊君、野木君、牧野君ニ願ヒマス、サウシテ今日ハ政府委員モ斯ウシテ御出席ニナシテ居リマスカラ、直チニ委員會ハ閉デマシテ、是ヨリ其調査委員會ヲ御開キニナランコトヲ願ヒタイト考ヘマス

午前十時五十一分散會